

佐賀県規則第27号

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則等の一部を改正する規則

(佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部改正)

第1条 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(平成20年佐賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 有明海沿岸道路及びこれに関連する道路の整備並びにこれらの道路のうち供用の開始がない道路の管理に関する事務を分掌させるため、有明海沿岸道路整備事務所(以下「事務所」という。)を小城市に置く。</p> <p>(簿冊の整理)</p> <p>第9条 略</p> <p>様式第2号(第9条関係)(その1)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 983 1099 1150"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>成工検査</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>日間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>(備考) 略</p> <p>様式第4号(第9条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 成績は、甲、乙、丙、丁に区分すること。</p>	略				成工検査	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	日間	略				<p>(設置)</p> <p>第1条 有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路並びにこれらに関連する道路の整備並びにこれらの道路のうち供用の開始がない道路の管理に関する事務を分掌させるため、有明海沿岸道路整備事務所(以下「事務所」という。)を小城市に置く。</p> <p>(簿冊の整理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>所長は、前項各号に規定する様式に記載すべき事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもって、同項各号に掲げる簿冊を備え整理したものとすることができる。</u></p> <p>様式第2号(第9条関係)(その1)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 983 2024 1150"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>成工検査</td> <td>年 月 日</td> <td>検査者 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>(備考) 略</p> <p>様式第4号(第9条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考) 摘要欄には、手直、失期の有無その他参考になる事項を記載すること。</p>	略				成工検査	年 月 日	検査者 氏名		略			
略																									
成工検査	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	日間																						
略																									
略																									
成工検査	年 月 日	検査者 氏名																							
略																									

改正前	改正後
2 摘要欄には、手直、失期の有無その他参考になる事項を記載すること。	

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県ダム管理事務所管理規則(昭和44年佐賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(簿冊の整理) 第11条 略	(簿冊の整理) 第11条 略 2 <u>所長は、前項各号に規定する様式に記載すべき事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもって、同項各号に掲げる帳簿を備え整理したものとすることができる。</u>

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

第3条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則(平成10年佐賀県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(簿冊の整理) 第9条 略	(簿冊の整理) 第9条 略 2 <u>所長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる簿冊を備え整理しなければならない。</u> <u>(1) 業務日誌(様式第1号)</u> <u>(2) 工事台帳(様式第2号)</u> <u>(3) 請負人成績簿(様式第3号)</u> <u>(4) 不動産登記台帳(様式第4号)</u> <u>(5) その他必要と認める簿冊諸綴</u> 3 所長は、前項各号に規定する様式に記載すべき事項を電子計算

改正前	改正後
	<u>組織に登録したときは、当該登録をもって、同項各号に掲げる簿冊を備え整理したものとすることができる。</u>

附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号（第9条関係）

業務日誌

年 月 日 曜 天候

記事

1 何々

2 何々

備考 記事には、入札の執行、市町役場、警察官署等と口頭で照応した主な事項その他必要事項を記載すること。

様式第2号(第9条関係)(その1)

工事台帳

設第号	工事				請負人住所 氏名							
実施設計金			差引増減		内 訳	月日		内渡金		残金		
請負金												
設計変更金												
保証金												
保証金納入 月日			下戻月日			違約金	精算金					
契約種類			公告	年 月 日		開札						
契約期間	年 月 日着手				年 月 日成工							
中止	年 月 日から		日間		年 月 日から		日間		年 月 日から		日間	
	年 月 日まで				年 月 日まで				年 月 日まで			
延期	年 月 日から		日間		年 月 日から		日間		年 月 日から		日間	
	年 月 日まで				年 月 日まで				年 月 日まで			
成工	年 月 日			請求書進達		月 日		年 月 日				
担保期間	年 月 日から				年 月 日まで							
成工検査	年 月 日				検査者 氏名							
摘要												

(備考) 工事の概略を摘要欄に記載すること。

様式第2号(第9条関係)(その2)

工事台帳

工事番号		決定番号	
------	--	------	--

路線名等					施行位置				
工事の名称					請負人住所、氏名				
直営、請負の別									
請負契約締結年月日		年 月 日			経過記事				
契約の工事期間		年 月 日から 年 月 日まで							
着手成工		年 月 日着手 年 月 日成工							
成工検査		年 月 日			検査者				
契約保証金					工事成績				
決定額					設計額		請負額		
精算額		変更設計額			変更請負額				
年月日	摘要	予算額	支出額	残額	年月日	摘要	予算額	支出額	残額



様式第4号（第9条関係）

不動産登記台帳

契約年月日	工事分類	土地の所在			現況地目	台帳面積	取得面積	単価	金額	所有者氏名	登記済年月日	登記の顛末
		市町	大字字	地番								
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					



附 則

この規則は、公布の日から施行する。